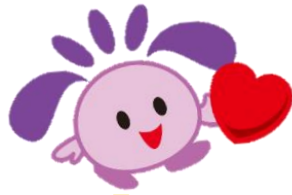


<令和7年度版>



児童・生徒と
保護者のための

福祉施策 ガイドブック

つながり

見守り

支えあい



住吉区役所

「福祉施策ガイドブック」作成の経緯

住吉区では、平成 28 年度、「住吉区こども教育専門会議」（※現住吉区総合教育会議）の提言を受けて、不登校問題に着実に取り組むために必要な視座や環境整備などを特定することを目的に、「住吉区の不登校に関する調査・研究事業」を大阪市立大学大学院文学研究科に委託し、実施しました。

調査報告において、住吉区では、不登校のうち、特に子どもの教育・養育に対する保護者の関心が低いタイプの不登校について取り組んでいく必要があるとして、11 の問題点とその問題点を克服するための提案がなされました。

その一つとして、「学校において、課題を抱える保護者に区役所等の行政サービスへつなげるための提案ができるよう、パンフレットなどの行政サービス情報を、区役所から学校へ届けることが必要である」との提案を受け、平成 30 年度より、この冊子を作成しています。

この「福祉施策ガイドブック」は、不登校児童・生徒やそのご家庭を見守り、支える学校の先生方や、地域のサポーターの皆様にも分かりやすく、使いやすいものとなるよう、毎年見直しを行っています。

住吉区子どもたちの幸せを願う皆様方の、つながりの場や支援の機会に本冊子がお役に立てれば幸いです。

住吉区ホームページ
福祉施策ガイドブック



連絡先一覧 ・ 目次

各種相談・支援事業

1 学校と連携した支援

子どもや家庭を福祉制度や適切な支援につなぐたい

- ◆大阪市こどもサポートネット事業 保健こども家庭課（子育て相談室） ☎6694-9815 1
- ◆登校支援室なごみの保護者サロン ☎06-6636-5210 1

2 各種相談

不登校や引きこもりの子どもの教育に関して相談したい

教育に関する相談・通所

- ◆出張教育相談・不登校児童通所事業 中央こども相談センター ☎4301-3181 2
- ◆子ども自立アシスト事業 区役所 生活自立相談窓口 ☎6654-7763 3
- ◆住吉区子ども・若者育成支援事業 （一社）office ドーナツトーク ☎070-5663-8606 3

子育てのことや、子ども・家族の発達障がい、預け場所について相談したい

子育て相談

- ◆住吉区役所保健こども家庭課 子育て相談室 ☎6694-9942 4
- ◆大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか） ☎6797-6931 4
- ◆おおさか子育てネット（クレオ大阪子育て館） ☎6354-4152 5
- ◆地域・子ども食堂 保健こども家庭課（健康推進） ☎6694-9815 5
- ◆ファミリー・サポート・センター事業 ファミリー・サポート・センター住吉 ☎6693-2985 6

子ども・家族のこころやからだの悩みについて相談したい

こころやからだの相談

- ◆区役所保健福祉センター ☎6694-9968 7
- ◆大阪市こころの健康センター ☎6922-8520 7
- ◆おおさか精神科救急ダイヤル ☎0570-01-5000 7
- ◆LINE によるひきこもり相談 8
- ◆大阪府にんしんS O S（大阪母子医療センター） ☎0725-51-7778 8
- ◆性暴力救援センター・大阪S A C H I C O ☎072-330-0799 8

ひとり親の就業や自立支援について相談したい

- ◆ひとり親家庭サポーターによる就業相談 福祉課 ☎6694-9857 9

仕事や生活に困っている、子どもの将来の生活のことで相談したい

- ◆区役所 生活自立支援相談窓口 ☎6654-7763 10
- ◆CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による相談 11
 - 我孫子・東我孫子中学校区 四恩学園 ☎6608-2110
 - 三稜・墨江丘・大和川・我孫子南中学校区 地域見守り相談室 ☎4703-5806
 - 住吉・大領中学校区 ライフサポート協会 ☎6678-1355

離婚のことや日常生活での法律問題について弁護士に相談したい

- ◆「離婚・養育費」に関する専門相談（無料） 福祉課 ☎6694-9857 12
- ◆各種法律相談（無料） 総務課 ☎6694-9683 12

3 学習支援

子どもが学習する場を探している・塾や習い事の費用の助成

- ◆すみよし学習クラブ・すみよし学習クラブ（ジュニア）
.....13～14
- ◆大阪市習い事・塾代助成事業 大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局 ☎6452-527315
- ◆すみよし学びあいサポート事業 生活支援課 ☎6694-986616
- ◆学びとあそびの子ども広場事業 住吉区社会福祉協議会（地域支援担当）☎6607-818116

4 児童虐待防止対策支援体制

虐待やDVのことを相談したい、虐待に関する情報提供

- ◆保健こども家庭課子育て相談室（要保護児童対策地域協議会）☎6694-994217
- ◆中央こども相談センター ☎4301-310017

各種金銭的支援

5 育児に関する金銭的支援

- ◆児童手当 福祉課 ☎6694-985718
- ◆こども医療費助成制度 福祉課 ☎6694-985919

6 ひとり親の方への金銭的支援

- ◆児童扶養手当 福祉課 ☎6694-985720
- ◆遺族に対する年金21～22
 - 遺族基礎年金 保険年金課 ☎6694-9959
 - 遺族厚生年金 玉出年金事務所 ☎6682-3311
- ◆母子父子寡婦福祉資金（貸付）福祉課 ☎6694-985723～24
- ◆ひとり親家庭 自立支援教育訓練給付金 福祉課 ☎6694-985725
- ◆ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金等 福祉課 ☎6694-985726
- ◆ひとり親家庭 高等職業訓練促進資金(入学準備金)貸付事業 福祉課 ☎6694-985727
- ◆ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 福祉課 ☎6694-985728
- ◆ひとり親家庭 専門学校等受験対策給付金 福祉課 ☎6694-985729
- ◆ひとり親家庭 住宅支援資金貸付事業 福祉課 ☎6694-985730
- ◆ひとり親家庭 医療費助成制度 福祉課 ☎6694-985931
- ◆その他 優遇制度
 - 駐輪場の割引 利用の駐輪場管理事務所32
 - J R通勤定期の特別割引 福祉課 ☎6694-985732
 - ひとり親住宅（市営住宅） 大阪市こども青少年局こども家庭課 ☎6208-803532
 - 個人市・府民税の減額等 あべの市税事務所市民税等グループ ☎4396-295332
 - 所得税の減額等 住吉税務署 ☎6672-132132

連絡先一覧 ・ 目次

7 生活にお困りの方への金銭的支援

- ◆生活保護制度 生活支援課 ☎6694-9872.....33
- ◆生活福祉資金（貸付） 住吉区社会福祉協議会（区役所内） ☎6615-817234
- ◆緊急援護資金（貸付） 生活支援課 民生委員・児童委員担当 ☎6694-986635

地域におけるサポーター

8 地域住民を支援するボランティア

- ◆民生委員・児童委員及び主任児童委員
生活支援課 民生委員・児童委員担当 ☎6694-986636
- ◆保護司 住吉地区更生保護サポートセンター ☎7506-282037
- ◆青少年指導員、青少年福祉委員 教育文化課 ☎6694-9989.....37



「福祉施策ガイドブック」は行政サービス・事業等の概要を記載しています。詳細は、各ページの【担当】へお問い合わせください。また、この冊子全般についてご不明な点等ございましたら、住吉区役所 教育文化課（☎06-6694-9989）までお問い合わせください。

1 学校と連携した支援

大阪市こどもサポートネット事業～住吉区の取り組み～

【概要】

学校を通して、こどもや子育て家庭に寄り添い、区役所や地域と連携して、みんなで子育て家庭を支えるしくみです。こどもサポート推進員が家庭訪問も行い、保健福祉に関する制度のご案内や専門機関などの支援先につなぎます。

ステップ1：保護者からの相談や教職員による気づきなど

≪家庭≫○生活上の相談 ○家族の疾病、介護 ○思春期の悩み ○子どもの発達のこと

≪学校≫○遅刻・早退が多い ○不登校・行き渋り ○授業中の様子が気になる など

ステップ2：関係機関で連携して支援を検討する

≪区役所≫

スクールソーシャルワーカー
こどもサポート推進員など

≪学校≫

校長・教頭
担任の先生など

≪地域≫

民生委員
こども食堂などの居場所など



ステップ3：さまざまな支援へつなぐ

【例】就学援助や生活支援、介護等の支援窓口、学習支援やこども食堂などの地域の支援先を紹介

【担当】住吉区役所 保健こども家庭課（子育て相談室）☎06-6694-9815

登校支援室なごみの保護者サロン

【概要】

心理的な理由等により不登校となっている児童生徒を支援する「登校支援室なごみ」。その保護者向けの情報交換や講演会等の場です。

「保護者サロン」は子どもの気持ちを受け止めつつも将来への不安や、やり場のない感情等、保護者の方々の切実な思いや苦勞を、保護者同士が共に語り共に聴いて想いを共有し繋がっていく、そんな「保護者の集い場」を目指しています。

実施回数：毎月第4金曜日 17時～20時に開催

問い合わせ先：登校支援室なごみ（〒556-0006 大阪市浪速区日本橋東3-1-23 心和中学校内） 06-6636-5210

「登校支援室なごみ」とは

心理的な理由等により不登校または不登校状態となっている大阪市立小中学校に通う児童生徒及びその保護者の、不登校問題の課題を解決することを目的に設置している登校支援室です。

保護者間の交流や子どもたちの社会的自立に係る研修や行事等を企画運営しています。

2 各種相談－教育に関する相談・通所

中央こども相談センター 教育相談事業
出張教育相談・不登校児童通所事業（サテライト住吉）



【概要】

中央こども相談センターでは、面談により不登校やいじめなど教育に関するご相談、障がいのあるこどもに対する学校や家庭での配慮、就学や進学など、特別支援教育に関するご相談を中央こども相談センター分館（中央区森ノ宮中央1丁目17番5号）において、心理職・福祉職・教育職等の教育相談員がお受けしています。また、通所ルームを開設し、必要に応じて連携しています。

不登校のご相談については、市内各所に設置しているサテライトでもお受けします。詳しくは大阪市 web サイト「教育に関するご相談」をご覧ください。

サテライト住吉

不登校状態にあるこどもを対象に、出張相談を行います。また、通所ルームを開設し、こどもの状況に応じて学習支援や集団活動、体験学習などの提供を通じて再登校を含む社会的自立を支援します。

【出張相談】

- 対 象：市内在住の18歳未満の児童・生徒、市立学校に在籍する児童・生徒
- 相談場所：住吉区役所3階 相談室
- 相談日時：火曜日・金曜日（祝日・年末年始等の閉庁日を除く） 9時30分～17時

【通所ルーム】

- 対 象：出張相談を利用されている児童（主として中学生）
- 開設場所：錦秀会住吉区民センター（〒558-0041 住吉区南住吉3-15-56）
- 開設日時：火・水・金曜日（祝日・年末年始等の休業日を除く） 11時～15時30分

サテライト住吉の利用に際しては、学校園と連携した支援が効果的であることから学校園の管理職からの申し込みをお願いしています。なお、保護者からの申し込みも可能です。下記中央こども相談センター教育相談グループに電話にてお申込みください。

通所ルームの利用については、継続的な出張相談の中で調整を行います。

お申込み時に出張相談が混みあっている場合は、近隣のサテライトもしくは、中央こども相談センターをご案内することがあります。

【担当】 こども青少年局 中央こども相談センター 教育相談グループ

中央区森ノ宮中央1丁目17番5号 ☎06-4301-3181

～ その他、中央こども相談センターでの教育に関する相談窓口 ～

- ◎ 電話教育相談（こども専用） ☎06-4301-3140
- ◎ 電話教育相談（保護者専用） ☎06-4301-3141
- ◎ メール教育相談（中央こども相談センターホームページの専用フォームに入力）

2 各種相談－教育に関する相談・通所

子ども自立アシスト事業

【概要】

「貧困の連鎖」の防止を図るため、進学意欲や将来の就労意欲が低い中学生（特に3年生）の子どもがいる世帯に対し、子どもの健全育成及び社会的自立を促すことを目的に、専門的知識を有する支援員が家庭訪問等による親子への個別面接を行い、カウンセリング等により高校進学へ向けた継続的な支援を実施します。また高校進学後は、概ね1年以内を基本に必要なに応じて定着するよう支援を行います。

【対象者】 住吉区にお住まいで、不登校・ひきこもり・学力不振などに悩む中学生や高校に通っていない15～18歳の方のいる生活困窮世帯（生活保護世帯含む）。

【内容】 支援員による家庭訪問（親子面談）など、週1回1時間程度、必要な支援を行います。

【担当】 住吉区役所 福祉課・住吉区役所 生活支援課

お問合せ先：住吉区役所4階41番「生活自立相談窓口」 ☎06-6654-7763
社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会（事業受託者）

住吉区子ども・若者育成支援事業

【概要】

- ・不登校やひきこもりで悩んでいる子ども・若者や、就労に自信が持てない若者等が、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、福祉や保健、教育、就労支援、医療などの関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援ができる体制を構築するとともに、相談事業や居場所づくり事業等、関係機関や地域のネットワークを活用し、対象者やその家族を支援します。
- ・地域において不登校やひきこもりの若者について理解を深めてもらうことや、区内の不登校やひきこもりの対象者や家族を支援するために、フォーラムや研修会等を開催します。

【対象者】 概ね39歳までの不登校や引きこもりで悩む当事者、およびその家族

【内容】 ・対象者及びその家族等との面談 毎週火・木曜日 10時～17時
・安心できる「居場所」の開設 月1回 第3火曜日（休日除く）

【場所】 住吉区子ども・子育てプラザ

【担当】 住吉区役所 福祉課

【お問い合わせ先】 一般社団法人 office ドーナツトーク（受託運営）

☎070-5663-8606

区役所子育て相談室での子育て相談

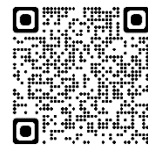
【概要】

家庭児童相談員、こども相談担当、児童虐待担当、発達障がい児心理相談員が、18歳までの子育てに関するさまざまな相談を受け付けています。児童虐待や18歳までのヤングケアラー（※）についての相談や情報の提供もお寄せください。プライバシーは固く守ります。

- ヤングケアラーとは、家族の介護その他日常生活上の世話をを行うことにより、勉強や遊びの時間、または就職などの準備期として必要な時間を奪われたり、ケアによって身体的・精神的負荷がかかったりすることによって負担が重くかかっている子ども・若者を言います。

〈こんな子どもたちはヤングケアラーの可能性があります〉

- ・障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている
- ・家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
- ・障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている
- ・目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている
- ・日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている
- ・家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている
- ・アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している
- ・がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている
- ・障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
- ・障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている



- ・受付時間：月～金曜日 9時～17時30分（祝日、年末年始を除く）

【担当】住吉区役所 保健こども家庭課 子育て相談室 ☎06-6694-9942

※ヤングケアラー相談窓口について

18歳以上の場合は、住吉区役所 福祉課 ☎06-6694-9857まで

大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）

（平野区喜連西 6-2-55 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター2階）

【概要】

発達障がい児者に関する療育や就労等の各種相談に対応する機関です。情報提供や助言を行うとともに、相談内容により障がい児者福祉に携わる支援機関や事業所と連携して、問題解決・軽減のための支援を行います。

- ・対象：大阪市内にお住まいの発達障がいのある方やその家族
- ・申込：事前に電話で相談のお申込みをしてください。
- ・受付時間：月～金曜日 9時～17時（祝日、年末年始を除く）

☎06-6797-6931

2 各種相談－子育て相談

おおさか子育てネット（クレオ大阪子育て館）子育て相談

（北区天神橋6丁目4番20号 7階）

【概要】

18歳までの子育てに関する総合的な電話相談並びに、面談による一般相談及び小児科医・児童精神科医等専門家による専門相談を実施しています。

- ・電話相談 10時～21時（土・日・祝は17時まで）（年末年始を除く）
＊外国語による電話相談も可能（英語、中国語、韓国・朝鮮語）

☎06-6354-4152



地域・子ども食堂

【概要】

食を通じた団らんの中で地域の人と関わりながら安心して過ごすことができる、さまざまな子どもたちの居場所であるこども食堂や地域のつながりの場が区内で24カ所開設（令和7年4月1日時点）されています。

安心・安全に食事を提供するだけでなく、「こどもが落ち着いて遊べる地域の居場所にしたい」「親もほっとできる場所にしたい」「高齢者や障がい者などさまざまな人と子どもたちが交流できれば」など、さまざまな思いを持って運営されています。

開設される食堂の情報について、変更があればホームページを随時更新しております。参加料金など詳しくは右上の二次元コードからホームページを確認いただき、それぞれの連絡先まで直接お問い合わせください。

＊こども食堂とは…地域住民等による民間発の取組として無料または安価で栄養のある食事や団らんを提供するコミュニティです。

【担当】住吉区役所 保健こども家庭課（健康推進） ☎06-6694-9815

【お問合せ先】住吉区社会福祉協議会（地域支援担当） ☎06-6607-8181

2 各種相談－子育て相談

ファミリー・サポート・センター事業



【概要】

子育てを援助してほしい人（依頼会員）と、子育てを援助したい人（提供会員）がお互いに信頼関係を築きながら、子どもを預けたり、預かったりする子育て援助活動です。

【援助内容】

- 保育所・幼稚園・学校等の開始前・終了後、休みのときの預かり
- 保育所・幼稚園・学校等への送迎
- 子どもの体調不良等、会員の育児に伴う負担軽減等（リフレッシュ）、臨時的・突発的に援助が必要な場合の預かり

※子どもを預かる場所は、会員の自宅のほか子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意、及びコーディネーターの承認により決定します。

【会員になるには】

会員登録をご希望の方は、下記のファミリー・サポート・センター窓口にお問い合わせください。（※登録時には、保護者（ご登録者）の上半身の写真（4cm×3cm）1枚及び本人確認できるものが必要です。）

【会員の条件】

- 子育てを援助してほしい方（依頼会員）
市内在住で、おおむね生後3か月から10歳未満の子どもがいる方
- 子育てを援助できる方（提供会員）
市内在住で、自宅で子どもを預かることができる方（満19歳以上）
子育てで社会の役に立ちたいと思っている方

【利用料金】

800円～900円／1時間あたり

【お問い合わせ先（住吉区民）】

ファミリー・サポート・センター住吉（住吉区子ども・子育てプラザ内）

☎06-6693-2985（9時～17時30分）

（月曜日、祝日及び年末年始を除く）

【担当】 こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ

☎06-6208-8111

2 各種相談－こころやからだの相談

区役所保健福祉センターでの健康相談

【概要】

乳幼児から高齢者までの健康に関する様々な相談について、保健師が電話や面接で応じています。

【担当】住吉区保健福祉センター（健康相談担当） ☎06-6694-9968

大阪市こころの健康センターでの各種相談

思春期問題相談（予約制） 【担当＝精神科医等】

思春期に関する問題で、対人関係・ひきこもり・摂食障害について、または思春期の子どもにどのように接すればよいかなどについて悩んでいる方は、ご相談ください。
（上記の区役所保健福祉センターを通じて予約してください。）

ひきこもり相談窓口専用電話 【担当＝精神保健福祉士等】

☎ 06-6923-0090 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 10時～17時
（対象）ひきこもっている方が大阪市内にお住まいの本人や家族等

こころの悩み電話相談 【担当＝精神保健福祉相談員・精神保健福祉士等】

☎ 06-6923-0936 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時30分～17時

依存症に関する相談 【担当＝依存症相談員等】 【担当＝精神科医等（予約制）】

（対象）アルコール、薬物、ギャンブルなどの問題で、お困りのご本人やご家族、関係機関の支援者の方

☎ 06-6922-3475 月～金曜日（祝日・年末年始除く）9時～17時30分

たいせつな方を自殺でなくした遺族等の専門的な心のケアを目的とした面接相談も受けております（予約制）。

お問い合わせ 大阪市こころの健康センター

☎ 06-6922-8520 月～金曜日（祝日・年末年始除く）9時～17時30分

おおさか精神科救急ダイヤル

かかりつけの医療機関が診療を行っていない夜間・休日において、精神疾患を有する方やその御家族などから、こころの病気の緊急時にお電話いただければ、必要に応じて精神科救急医療機関の利用についてご案内します。

電話 0570-01-5000 平日：17時から翌朝9時

土・日・祝日・年末年始：午前9時から翌日9時まで（24時間）

※電話番号のかけ間違いが多数発生しております。お電話の際には番号をよくお確かめの
上、おかけください。

2 各種相談－こころやかからの相談

LINE によるひきこもり相談



【概要】

専門の相談員が気持ちに寄り添いながら、ご相談にお応えします。

国が取りまとめた「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況を踏まえた今後の LINE サービス等の考え方」（ガイドライン）を踏まえて適切なセキュリティを確保したうえで実施しています。

*右上の二次元コードからは、状況に応じたひきこもりに関する相談機関のご案内ページにアクセスできます。

LINE 公式アカウント「ひきこもり相談@大阪市」
こちらの二次元コードから友だち登録できます。→



大阪府にんしんSOS（大阪母子医療センターが運営）

【概要】

思いがけない妊娠等において、助産師・保健師が必要な正しい情報を伝えるとともに、場合に応じて適切な支援サービスの紹介等を行っています。

電話相談 月～金：10時～16時 日：12時～18時（※祝日・年末年始を除く）
☎0725-51-7778

*詳しい内容やメール相談フォーム等は、ホームページ（右上の二次元コード）よりご確認ください。

性暴力救援センター・大阪SACHICO

【概要】

性暴力・性虐待等の被害を受けた女性への被害直後からの相談、総合的支援を行います。

※阪南中央病院（大阪府松原市南新町3丁目3番28号）内に設置

・支援員常駐による24時間ホットライン、来所相談（予約制）
☎072-330-0799

・産婦人科医師による診察・性感染症検査・緊急避妊薬処方等

2 各種相談－ひとり親家庭サポーターによる就業相談

ひとり親家庭サポーターによる就業相談

【概要】

ひとり親家庭および寡婦の方に対する相談・情報提供機能の充実と就業支援を推進するため、ひとり親家庭サポーターによる相談窓口を開設しています。

就業支援の専門的知識をもつひとり親家庭サポーターが、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな就業相談を行っています。また、離婚前相談、ひとり親家庭 自立支援給付金の事前相談・申請受理も行っています。

【相談窓口】

<区役所における相談>

毎週 水曜日から金曜日 9時15分から17時30分

（ただし、出張や予約相談などで不在場合がありますので、あらかじめ電話で確認してください。）

<訪問相談>

区役所で実施している相談日に来所できない方に対しては、都合のよい曜日・時間帯・場所をあらかじめ調整させていただき、ひとり親家庭サポーターが訪問相談等に対応します。

大阪市こども青少年局こども家庭課（☎06-6208-8034）にお問い合わせください。

【担当】

住吉区役所 福祉課（ひとり親家庭支援業務担当） ☎06-6694-9857

2 各種相談－生活自立支援相談

生活自立支援相談

【概要】

生活困窮者自立支援法にもとづき、生活や仕事に困っている方などを対象に、生活の自立に向けた相談窓口を開設しています。（生活保護受給者は対象外）

◎相談者に寄り添い、一緒に考えます。

支援員がお一人おひとりの状況に応じて「支援プラン」を作成し、サポートをいたします。

◎相談の一例

- 仕事：仕事が長続きしない。自分にあった仕事が見つからない。
- お金：収入が不安定。生活費に困っている。借金を抱えてしまった。
- 家庭：子どもが不登校やひきこもりで将来に不安。
- 生活：誰も頼る人がなく、孤立している。誰に相談していいかわからない。

【対象者】

住吉区にお住まいで生活にお困りの方

【相談日時等】

相談日	月曜日～金曜日 (祝日及び12月29日～1月3日を除く)
時間	9時～17時30分
ところ	住吉区役所4階41番「生活自立相談窓口」
お問合せ先	社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会（事業受託者） ☎06-6654-7763 FAX06-6654-7651

【担当】

住吉区役所 福祉課（生活自立相談担当）☎06-6694-9883

2 各種相談－CSW による相談

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による相談

【概要】

住吉区では、区内の4つのエリアに「生活・福祉の相談員」としてCSW（コミュニティソーシャルワーカー）をそれぞれ1名配置しています。

◎CSWは支援を必要とする本人や家族から、日頃の暮らしの中で困ったこと、悩んでいること、どこに相談したらいいのかわからないことなどの相談をお受けし、相談者の思いを大切にしながら解決に向けて一緒に考え、取り組みます。

◎たとえばこんな時、ご相談ください

- ・ひとりでいると不安…
- ・生活するお金に困っている
- ・子育てに悩んでいる
- ・近所に気になる人がいる
- ・どんな福祉サービスがあるのかわからない…
- ・引っ越してきたばかりで地域のことがわからない

【相談窓口】

お住まいの地区	連絡先
我孫子・東我孫子中学校区	（四恩学園） 住 所：住吉区苅田4－3－9 TEL：06－6608－2110 FAX：06－6607－2511
三稜・墨江丘中学校区	（住吉区地域見守り相談室） 住 所：住吉区南住吉3－15－55 住吉区役所4階 TEL：06－4703－5806 FAX：06－4703－5807
大和川・我孫子南中学校区	（住吉区地域見守り相談室） 住 所：住吉区南住吉3－15－55 住吉区役所4階 TEL：06－4703－5806 FAX：06－4703－5807
住吉・大領中学校区	（ライフサポート協会） 住 所：住吉区帝塚山東5－6－15 TEL：06－6678－1355 FAX：06－6678－1501
地区がわからない時は	（住吉区地域見守り相談室） 住 所：住吉区南住吉3－15－55 住吉区役所4階 TEL：06－4703－5806 FAX：06－4703－5807

【相談時間】

月～金 9：00～17：30 祝日・年末年始（12／29～1／3）を除く

2 各種相談－弁護士による無料法律相談

弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談

【概要】

離婚・養育費に関する専門相談を実施しています。大阪弁護士会所属の弁護士が、法律的な知識を要する問題の相談に応じ、アドバイスを行います。

離婚に際して、養育費の取り決めについて相手が話し合いに応じてくれない、などの悩み事や困り事についての解決方法について知りたい、あるいは弁護士に依頼するところまでは考えていないけれども、一度話だけ聞いてみたい、といった場合に利用してください。相談内容の秘密は守られます。

【対象者】 大阪市内にお住まいの方で、20歳未満のこどもがいる父母。
(市内在住であれば、どちらの区役所でもご相談いただけます。)

【場所・時間】 各区役所で年2回。時間は14時から17時（一人あたり45分以内）。

【担当】 住吉区役所 福祉課（ひとり親家庭支援業務担当）
☎06-6694-9857



弁護士による（各種）法律相談

【概要】

土地・建物・金銭貸借・相続・離婚など日常生活での法律上の問題について、相談できます。相談内容の秘密は守られます。

【対象者】 大阪市内にお住まいの方

相談日	原則毎月第1・3木曜日、第2・4水曜日 相談日が休日にあたる場合等、振り替えて開催しますので、住吉区役所ホームページ（弁護士による無料法律相談）に掲載している日程表をご確認ください。なお、「ゴールデンウィーク」の4月28日～5月6日、「夏場」の8月12日～15日及び「年末年始」の12月29日～1月7日は開催しません。（振替もありません。）
時間	13時～17時（一人あたり30分）
場所	住吉区役所3階 相談室
予約方法	予約専用電話（24時間受付） ☎050-1808-6070 相談日7日前の12:00～相談日当日の10:00まで（相談日7日前が閉庁日の場合はその前開庁日から受付）

【担当】 住吉区役所 総務課（広聴） ☎06-6694-9683

住吉区自主学習習慣づくり支援事業 すみよし学習クラブ・すみよし学習クラブ（ジュニア）



【概要】

子どもの自主学習習慣の定着及び学習意欲の喚起、各学年・各生徒児童の習熟に応じた基礎学力向上を図るため、実施する事業です。

【対象】

すみよし学習クラブ・・・区内在住の中学生（オンライン受講可）

すみよし学習クラブ（ジュニア）・・・実施する小学校の在校児童5・6年生対象

※オンラインは区内在住の小学5・6年生対象

【すみよし学習クラブ 場所・曜日・時間】

教室名	遠里小野教室	我孫子教室	墨江丘教室
場所	遠里小野小学校 1階 会議室	我孫子中学校 1階 会議室	墨江丘中学校 南館 2階教室
曜日	火・金	月・木	火・金
時間	1コマ目 19:00～20:10 2コマ目 20:15～21:25	1コマ目 19:00～20:10 2コマ目 20:15～21:25	1コマ目 18:30～19:40 2コマ目 19:45～20:55
定員	30名程度（オンライン含む）	30名程度（オンライン含む）	30名程度（オンライン含む）

【すみよし学習クラブ（ジュニア） 場所・曜日・時間】

教室名	遠里小野教室	清水丘教室	南住吉教室	荻田北教室	オンライン教室
場所	遠里小野小学校 1階 会議室	清水丘小学校 3階 多目的室	南住吉小学校 4階 生涯学習室	荻田北小学校 1階 図書室	自宅等
曜日	月・木	月・木	水・金	火・金	木・金
時間	1コマ目 15:45～16:15 2コマ目 16:15～16:45	1コマ目 15:45～16:15 2コマ目 16:15～16:45	水曜日 1コマ目 14:45～15:15 2コマ目 15:15～15:45 金曜日 1コマ目 15:45～16:15 2コマ目 16:15～16:45	1コマ目 15:45～16:15 2コマ目 16:15～16:45	1コマ目 16:00～16:30 2コマ目 16:30～17:00
定員	30名程度	30名程度	30名程度	30名程度	10名程度

- ・実施体制：〔すみよし学習クラブ〕
 講師 1 人につき生徒 5 人以下の少人数制
 各教室希望者はオンラインでも受講可能
 週 4 コマ受講
 〔すみよし学習クラブ（ジュニア）〕
 講師 1 人につき児童 5 人以下の少人数制
 週 4 コマ受講

- ・実施科目：〔すみよし学習クラブ〕
 国語・数学・英語
 ※中学 3 年生の定期テスト・入試前は、理科・社会科も対応可能
 〔すみよし学習クラブ（ジュニア）〕
 国語・算数・英会話

- ・受講料：〔すみよし学習クラブ〕
 月額 1 万円（教材費込み）
 〔すみよし学習クラブ（ジュニア）〕
 月額 5 千円（教材費込み）
 大阪市習い事・塾代助成カードの利用可能
 ※大阪市習い事・塾代助成事業につきましては、
 15 ページをご参照ください。

- ・実施方法：民間の学習塾等事業者との協定の締結により実施

【担当】住吉区役所 教育文化課 ☎06-6694-9964

受講に関するお問合せ先：株式会社イング（協定締結事業者）

お申込み・お問い合わせは下記専用アドレスからメールにてお願いします。

【すみよし学習クラブ】中学生対象講座

- ・sumiyoshi5@ing-edu.com（遠里小野教室）
- ・sumiyoshi6@ing-edu.com（我孫子教室）
- ・sumiyoshi7@ing-edu.com（墨江丘教室）

【すみよし学習クラブ（ジュニア）】小学 5・6 年生対象講座

- ・sumiyoshi1@ing-edu.com（遠里小野教室）
- ・sumiyoshi2@ing-edu.com（清水丘教室）
- ・sumiyoshi3@ing-edu.com（南住吉教室）
- ・sumiyoshi4@ing-edu.com（苅田北教室）
- ・sumiyoshi8@ing-edu.com（オンライン教室）



大阪市習い事・塾代助成事業（習い事・塾代助成カードの交付）

【概要】

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、市内在住小学5年生～中学3年生を対象として学習塾や習い事などの学校外教育にかかる費用を助成する事業です。

【対象者】

- ・市内に居住している小学5年生～中学3年生を養育する方

【助成額】

月額1万円を上限として、1円単位で利用することができます。

【利用先】

大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者として登録されている学習塾（オンライン学習塾含む）や家庭教師、文化・スポーツ教室など

【手続き等】

助成を受けるためには、交付申請書や添付書類の提出が必要です。

【お問合せ先】

大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局

☎ 06-6452-5273（12時～20時）

（日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く）

すみよし学びあいサポート事業

【概要】

「すみよし学びあいサポート事業」は、生活困窮世帯など経済的に学習環境が整っていない世帯の中学生を対象に「学びあいの場」を提供し、また基礎学力向上のための学習支援を行う取組みです。

【内容】

週2回（火曜日・金曜日）で18時45分～20時45分まで錦秀会住吉区民センターで学習支援を行っています。

【対象】

生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の学習意欲を有する中学生

【担当】

住吉区役所 生活支援課 ☎06-6694-9866

学びとあそびの子ども広場事業

【概要】

「学びとあそびの子ども広場事業」は、次の2点を目的とした取り組みです。

- ① 良い成績を取るための学習支援ではなく、学習習慣を身につけ、わからないところがわかるようになり、学習が楽しくなっていくこと
- ② 親、友だち、先生のほかにも、安心でき、信頼できる人間関係がつかれるようになること

【内容】

毎週土曜日の10時～12時まで。第5週目はお休みです。区民センター図書館棟2階集会室1、または浅香にある住吉区社会福祉協議会で活動しています。

地域の方々や大学生のボランティアが、学習支援（宿題の手伝いなど）や遊び相手、話し相手になります。

【対象者】

授業についていけなくなってきた、なんとなく学校が楽しくなくなっている、小学3年生から6年生、15人程度。（※低学年の方については別途ご相談ください。）

【担当】

住吉区社会福祉協議会（地域支援担当） ☎06-6607-8181

4 児童虐待防止対策支援体制

児童虐待防止対策支援体制

【概要】

区役所子育て相談室と、中央こども相談センターが連携をとりながら対応しています。

◎住吉区役所 子育て相談室 ☎06-6694-9942

- ・主に在宅支援（見守り等）が必要なケースに対応
- ・区役所における母子保健、保育所入所、生活保護等の社会資源等を活用して対応
- ・住吉区要保護児童対策地域協議会（要対協）の事務局（※下記■参照）
- ・DV相談機関
- ・身近な児童家庭相談の窓口として家庭児童相談員を配置
- ・発達障がい児心理相談員を配置

◎中央こども相談センター ※住吉区ほか全10区を管轄

（浪速区浪速東1-1-90 ☎06-4301-3100）

- ・立入調査、一時保護（一時保護所を設置）、施設入所等の法的権限を持ち、主に要保護性の高いケースに対応
- ・専門的な知識や技術を要する相談の対応
- ・児童虐待ホットライン（365日・24時間対応）
☎0120-01-7285（まずは一報、なにわっ子）

◎このほか、通告先として児童相談所全国共通ダイヤル（365日・24時間対応、通話料無料）

☎189（いちはやく）があり、近くの児童相談所（こども相談センター）につながります。（一部のIP電話からはつながりません。）

■住吉区要保護児童対策地域協議会（要対協）とは…

区役所子育て相談室が事務局となり、要保護児童等の早期発見及び適切な保護や支援を図るため、保健機関、福祉機関、医療機関、教育機関、警察等が連携を図り、要保護児童等に関する情報等を共有し、支援の内容を検討する協議等を行っています。

要対協の構成機関内における情報共有は、法により守秘義務違反になりません。要対協の会議（実務者会議、個別ケース検討会議）で、長期間の日常的な支援が必要なケースに対して関係機関等が連携し、情報共有・役割分担して対応しています。

【担当】

住吉区役所 保健こども家庭課 子育て相談室 ☎06-6694-9942



児童手当

【概要】

高校生年代までの児童（18歳到達後の最初の3月31日まで）を養育している方に支給されます。児童扶養手当とは別に受け取ることができます。支給を受けるためには申請が必要です。

【対象者】

18歳に達する日以後の最初の3月31日（高校生年代）までの子どもを養育している方

※父母がともに子どもを養育している場合は、子どもの父母のうち、いずれかその子どもの生計を維持する程度の高い方（家計の主宰者）となります。

原則として恒常的に所得の高い方が受給者となりますが、その他に、次の要件も考慮されます。

- ・子どもが父母のどちらの健康保険の扶養に入っているか
- ・子どもが父母のどちらの税法上の扶養親族とされているか
- ・父母どちらが住民票の世帯主になっているか

※日本国籍がなくても、住民基本台帳に登録されていれば受け取れます。（ただし、在留資格のない方、在留資格が3か月以下の方は対象となりません。）

【手当額（月額）】

- | | |
|------------------------|-------------|
| ・ 0歳から3歳未満（3歳の誕生日まで） | 月額 15,000 円 |
| ・ 3歳以上高校生年代まで（第1子・第2子） | 月額 10,000 円 |
| ・ 第3子以降 | 月額 30,000 円 |

※所得制限なし

※養育している子のうち 22歳到達後の最初の3月31日までの間にある子を年長の子から順番に第1子、第2子、第3子と数えます。

【担当】

住吉区役所 福祉課（児童手当業務担当） ☎ 06-6694-9857

こども医療費助成制度



【概要】

子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的として、こども医療費助成制度を実施しています。

公的医療保険（国民健康保険、被用者保険など）に加入している0歳から18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの子どもの入院・通院にかかる保険診療の自己負担の一部について助成します。

【助成の内容】

＜一部自己負担額＞

◎医療費

1 医療機関ごとに、入院・通院各1日当たり500円以内で月2日を限度に一部自己負担額の支払が必要ですが、一部自己負担額に月額2,500円の限度額を設け、同一月に負担いただいた一部自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けることができます。

【対象者】

市内にお住まいの、国民健康保険や被用者保険に加入している0歳から18歳（18歳に達した日以降における最初の3月31日）までの子ども

※生活保護を受けている方および国などの公的負担により医療費の全額支給を受けることができる方などは対象外となります。

【担当】

住吉区役所 福祉課（医療助成業務担当） ☎06-6694-9859

児童扶養手当



【概要】

父母が婚姻を解消した児童等を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または父母以外で児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持していること）している養育者に対して、児童扶養手当を支給します。

【対象者】

次のいずれかにあてはまる 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は 20 歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者が受給できます。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで出産した児童

ただし、請求者（母、父または養育者）若しくは児童が日本に住んでいないとき、児童が里親に委託されているときなど、一定の事由に該当するときは手当を受給できません。

【児童扶養手当の額】

手当の額は、請求者または配偶者及び扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の前年の所得（1 月～9 月の間に不備のない請求書を提出される場合は前々年の所得）によって決まります。

所得制限限度額表による額以上の所得がある場合は、資格認定されても手当は支給されません。

手当月額（令和 7 年 4 月から）

	全部支給	一部支給
児童 1 人の場合	46,690 円	46,680 円～11,010 円
児童 2 人目以降の加算額	11,030 円	11,020 円～5,520 円

手当月額の計算方式、所得額の計算方法、所得制限限度額など詳しくは区役所の担当にお問い合わせください。

【担当】

住吉区役所 福祉課（児童扶養手当業務担当） ☎ 06-6694-9857

遺族に対する年金（遺族基礎年金・遺族厚生年金）

【概要】

遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受け取ることができる年金です。

遺族年金には、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなられた方の年金の納付状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。

【遺族基礎年金（国民年金）】

遺族基礎年金は、受給要件を満たしている場合、亡くなられた方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。

※子とは、18歳に達する日の属する年度末（3月31日）までの間にある子、または20歳未満で国民年金の障がい等級1級または2級の障がいの状態にある子をいいます。（子は未婚であること）

<支給要件>

次の1から4のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族基礎年金が支給されます。

1. 国民年金の被保険者である間に死亡したとき
 2. 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき
 3. 老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき
 4. 老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき
- 1および2の要件については、死亡日の前日において、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の3分の2以上あることが必要です。ただし、死亡日が令和8年3月末日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。
 - 3および4の要件については、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります。

<年金額>

基本額 （令和7年4月分から）

昭和31年4月2日以後生まれの方 831,700円 + 子の加算額

昭和31年4月1日以前生まれの方 829,300円 + 子の加算額

子の加算額 = 1人目・2人目 各 239,300 円、3人目以降 各 79,800 円

注) 子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は2人目以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子どもの数で除した額

【遺族厚生年金】

遺族厚生年金は、厚生年金に加入していた方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた配偶者や子などの遺族に対し、支給されます。ただし、遺族が子や子のある配偶者の場合は、併せて遺族基礎年金が支給されます。

また、遺族厚生年金を受け取るには受給要件を満たさなくてはなりません。

【担当】

遺族基礎年金 住吉区役所 保険年金課 ☎06-6694-9959

遺族厚生年金 玉出年金事務所 ☎06-6682-3311

6 ひとり親の方への金銭的支援

母子父子寡婦福祉資金

【概要】

ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るために、無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。12種類あります。

※事前相談が必要です。申請内容に基づき審査を行い、貸付の可否を決定します。

【母子父子寡婦福祉資金一覧表】

	資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	資金の内訳
◎	事業開始	3,580,000円	貸付日から 1年	7年以内	事業を開始するために必要な設備(什器・機械)などを購入する資金
◎	事業継続	1,790,000円	貸付日から 6カ月	7年以内	現在営んでいる事業を継続・拡張するために必要な商品・材料等を購入する資金
	技能習得	月額 68,000円 運転免許取得の場合 (直接就労に要する場合) 460,000円	知識技能習得後 1年	20年以内	ひとり親が就労に必要な知識技能を習得するために必要な資金
	修業	月額 68,000円 運転免許取得の場合 (直接就労に要する場合) 460,000円	知識技能習得後 1年	20年以内	扶養している子どもが就労に必要な知識技能を習得するために必要な資金
	就職支度	110,000円 車購入の場合 340,000円	貸付日から 1年	6年以内	就労するために必要な被服などを購入する資金
	医療介護	医療340,000円 特別な場合 480,000円	医療・介護 期間満了後 6カ月	5年以内	医療及び介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるために必要な資金
		介護500,000円			
◎	住 宅	1,500,000円 災害・老朽の場合 2,000,000円	貸付日から 6カ月	6年以内 特別な場合 7年以内	住宅の補修・保全・改築増築等に必要な資金
	生 活	技能習得期間中・医療介護資金借受け中の生活を維持するのに必要な生活費補給資金または配偶者のない者となって7年未満・失業中の一時的な生活困窮時の生活費補給資金、配偶者のない者となって7年未満の養育費取得のための裁判費用(詳しくはお問い合わせください)			
	転 宅	260,000円	貸付日から 6カ月	3年以内	住宅を移転するため賃貸に際し必要な資金
	結 婚	330,000円	貸付日から 6カ月	5年以内	扶養している子どもの結婚に際し必要な資金
	修 学	詳しくは、お問い合わせください。	卒業後 6カ月	20年以内 (専修一般5年以内)	高校・大学等で修学させるための授業料・書籍代。交通費等に必要な資金
	就学支度		卒業後 6カ月	20年以内 (専修一般5年以内)	就学・修業するために必要な被服などを購入する資金

◎ 印の資金は貸付審査会議が行われます。

【貸付対象】

- ◎母子父子福祉資金
 - ・ひとり親家庭の母、または父
 - ・ひとり親家庭の母、または父が扶養する児童(修学・修業・就学支度・就職支度資金が対象)
 - ・父母のない20歳未満の児童(修学・修業・就学支度・就職支度資金が対象)
- ◎寡婦福祉資金
 - ・寡婦(配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった方)
 - ・寡婦が扶養する子(修学・修業・就学支度資金が対象)
 - ・40歳以上の配偶者のない女子であって現に子どもを扶養していない(子どもが成人してから後に夫と死別・離婚した方、夫と死別・離婚した方のうち子どものいない方) ※一部所得制限があります。

※租税等の滞納がある場合や、すでに他の貸付制度を利用している場合、対象外となる場合があります。

※貸付日前に必要な経費の一部または全部を支払っている場合は、貸付の対象となりません。

【返済方法】

償還金は、口座引落としまたは大阪市公金取扱金融機関での窓口払いにより返済できます。

※償還が遅れた場合、当初納期限の翌日を起算日として、年3.0%の違約金がかかります。

【連帯保証人】

連帯保証人は原則として次の要件を満たす方が対象となります。

- ① 申請時に本市または本市近郊に6カ月以上居住している、60歳未満の成人であること。
- ② 独立の生計を営んでいるか相当の資産もしくは信用を有する者であること。

【担当】

住吉区役所 福祉課（母子父子寡婦福祉資金貸付業務担当） ☎06-6694-9857

ひとり親家庭 自立支援教育訓練給付金

【概要】

ひとり親家庭の母または父が、就職やキャリアアップのために指定された教育訓練講座を受講し修了した場合、受講に要した費用の一部が支給されます。

※受講開始前に必ず事前相談を受けてください。

※事前相談は、受講希望する講座の受講開始日の概ね1ヶ月前までにお受けください。

【対象者】

大阪市内にお住まいの20歳未満の子どもを養育している、ひとり親家庭の母または父で、次の要件のすべてを満たす方。

- (1) 就業相談を通じて、講座を受講が仕事に役立つと認められること
- (2) 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること
- (3) 過去に本給付金を受給していない方

【支給額】

支給については、受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、事前に必ずご相談ください。

※受講料には、補講費や教育訓練施設が実施する各種行事への参加費などは含まれません。

① 雇用保険の教育訓練給付金の受給資格が無い方

指定講座の受講者本人が受講のために支払った費用（入学料及び受講料）の60%に相当する額。ただし、その60%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円となり、1万2千円を超えない場合は支給されません。

専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座の場合は、6割相当額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（上限160万円）となります。

② 雇用保険の教育訓練給付金の受給資格がある方

①で定める額から、雇用保険の教育訓練給付金の支給額を差し引いた額。

ただし、1万2千円を超えない場合は支給されません。

【対象講座】

雇用保険法（施行規則）の規定による「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の指定教育訓練講座

※専門実践教育訓練給付金の指定講座は、資格の取得を要件とするものに限ります。

※現在、支援事業の拡充策が検討されています。詳細は、担当までお問い合わせください。

【担当】

住吉区役所 福祉課（ひとり親家庭支援業務担当） ☎06-6694-9857

ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金等

【概要】

ひとり親家庭の母または父が看護師や介護福祉士などの資格を取るため、6か月以上専門学校などで修業する場合に、訓練受講中の生活の安定を図るため、修業期間の全期間（上限3年、一部上限4年）に訓練促進給付金を支給します。

【対象者】

市内に居住する20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている方と同様の所得水準にあること
- (2) 専門学校等において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること（受講開始前に必ず事前相談してください。）
- (3) 就業または育児と、修業の両立が困難と認められること
- (4) 過去に本給付金（平成24年度までは母子家庭 高等技能訓練促進費、平成26年度まではひとり親家庭 高等技能訓練促進費）を受給していない方

【対象となる資格】

- (1) 看護師・准看護師 (2) 介護福祉士 (3) 保育士 (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士 (6) 歯科衛生士 (7) 社会福祉士 (8) 助産師
- (9) 保健師 (10) 美容師
- (11) 一般教育訓練給付に指定されている「情報関係」分野の資格
- (12) 特定一般教育訓練給付に指定されている資格
- (13) 専門実践教育訓練給付に指定されている資格（ただし、1年以上の修学が予定されているものは(1)～(10)に限る。）

【訓練促進給付金の支給額及び支給対象期間】

修業期間の全期間（上限3年、一部上限4年）に支給します。

◎高等職業訓練促進給付金

- ①市町村民税非課税世帯 月額 141,000 円
- ②市町村民税課税世帯 月額 70,500 円

※准看護師養成機関卒業後、引き続き看護師養成機関に修学される場合は、通算4年まで高等職業訓練促進給付金が支給されます。

※助産師や保健師など資格取得のために4年以上の課程の履修が必要となる場合、高等職業訓練促進給付金の支給期間の上限が4年になります。

◎高等職業訓練修了支援給付金（修了後給付）

- ①市町村民税非課税世帯 月額 50,000 円
- ②市町村民税課税世帯 月額 25,000 円

【訓練促進給付金を受けるための手続き】

養成機関合格後に、区保健福祉センターでひとり親家庭サポーターの事前相談を受けてください。
支給要件を確認するため、資格の取得見込みや生活状況の聴取等を行います。

【担当】住吉区役所 福祉課（ひとり親家庭支援業務担当） ☎ 06-6694-9857

ひとり親家庭 高等職業訓練促進資金（入学準備金）貸付事業

【概要】

大阪市ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金（以下、「給付金」という。）を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭 高等職業訓練促進資金（以下、「資金」という。）を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。

この事業は、大阪市の補助事業として、公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会が事業を行います。

※本事業と「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」制度の併用はできません。

【対象者】

次の要件をすべて満たしている方

- （１）貸付申請する年度に養成機関に入学し、「給付金」の支給決定を受け、現在も養成機関に在学していること
- （２）「資金」の貸付申請時に大阪市内に住民登録があること
- （３）他の都道府県で本「資金」を借り受けていないこと

【貸付額と利子】

- ① 貸付額は養成機関への入学に係る経費として５００，０００円以内とします。
- ② 貸付対象となるのは、入学金、教科書、教材費、制服等の指定品、管理運営費などで、授業料、実習費、諸会費などは対象になりません。
- ③ 連帯保証人をたてる場合は無利子ですが、連帯保証人をたてない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年１％とします。なお、最終償還期限までに償還されなかったときは延滞金として年５％の延滞利子を徴収しますので、ご注意ください。

【返還免除】

「資金」の貸付を受けた方が次の各条件に該当する場合は、「資金」の返還の債務を免除します。ただし、この条件に該当しない場合には、貸し付けた「資金」を返還していただくことになります。

- ① 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から１年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、５年間引き続き業務に従事したとき
- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

【担当】

住吉区役所 福祉課（ひとり親家庭支援業務担当） ☎ ０６－６６９４－９８５７

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会 ☎ ０６－６３７１－７１４６

ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

【概要】

ひとり親家庭の親ならびに、ひとり親家庭の子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目標とする場合において、民間事業者などが実施する対象講座を受講し、修了した場合に受講修了時給付金を支給します。また、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、合格時給付金を支給します。

※受講開始前に必ず事前相談を受けてください。

※事前相談は、受講希望する講座の受講開始日の概ね1ヶ月前までにお受けください。

【対象者】

市内に居住する母子家庭の母・父子家庭の父およびひとり親家庭等の25歳未満の子どもで、次のすべての要件を満たす方

- 1 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職につくために必要であると認められる方
- 2 過去に本給付金（大阪市以外の市区町村等が支給するこれに相当する制度を含む）を受給していない方
- 3 ひとり親サポーターによる、自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受け自立に向け意欲的に取り組んでいること。

（注意）高等学校卒業者および大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など、既に大学入学資格を取得している方は対象ではありません。

【対象講座】

高卒認定試験の合格を目標とする講座（通信制講座を含む。）で、市長が適当と認めたもの

【給付金の支給額・申請時期】

・受講開始時給付金

対象講座受講のために本人が支払った費用（入学料と受講料）の30%（下限4千円、上限7万5千円）受講開始後30日以内

・受講修了時給付金

入学料及び受講料の60%相当額から開始時給付金を差し引いた額（下限4千円、上限開始時給付金と合わせて15万円）受講修了後30日以内

・合格時給付金

入学料及び受講料の40%（上限開始時給付金と修了時給付金と合わせて25万円）

受講修了後2年以内かつ高卒認定試験全科目合格後40日以内

※受講料には補講費や受講施設が実施する各種行事への参加費などは含まれません。

【担当】 住吉区役所 福祉課（ひとり親家庭支援業務担当） ☎ 06-6694-9857

ひとり親家庭 専門学校等受験対策給付金

【概要】

ひとり親家庭の母または父が、就職に有利な資格取得のため、専門学校等受験対策講座(予備校など)を受講する場合にかかる経費について、講座の受講費用の一部を支給します。

【対象者】

市内に居住するひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方

- 1 就職を容易にするために必要な資格として、看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士、助産師、保健師、美容師、市長が市の実情に応じて認める資格を取得するための養成機関への入学が見込まれる方
- 2 過去に本給付金を受けていない方

【給付金の種類と支給額、申請時期】

・受講修了時給付金

対象講座の受講のために本人が支払った費用の 60% (20 万円が上限)

受講修了後 30 日以内

・合格時給付金

対象講座の受講のために本人が支払った費用の 40% (13 万円が上限)

入学試験合格後 40 日以内 (受講修了日から起算して 2 年以内に限り)

【給付金を受けるための手続き】

受講を希望する講座の受講開始日のおおむね 1 か月前までに、区保健福祉センターでひとり親家庭サポーターの事前相談を受けてください。就職に有利な資格取得のための専門学校等に合格するために、講座を受講することが必要であると認められる場合に、受講対象講座としての指定を行います。

【担当】

住吉区役所 福祉課 (ひとり親家庭支援業務担当) ☎ 06-6694-9857

ひとり親家庭 住宅支援資金貸付事業

【概要】

大阪市ひとり親家庭住宅支援資金(以下、「住宅支援資金」という。)は、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、自立の促進を図ることを目的とした資金です。

また、プログラムに基づき新たに就職、またはプログラム策定時点より増収する就職を達成し、その後1年間継続就労した場合は貸し付け金の返還が免除される制度です。

この事業は、大阪市の補助事業として、公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会が行います。

※プログラムは、ひとり親家庭サポーターが策定します。詳細は、担当までお問い合わせください。

【対象者】

次の要件をすべて満たしているひとり親家庭の方

- (1) 大阪市内に住民登録を有すること
- (2) 原則として、児童扶養手当受給者で(同等の所得水準を含む)で母子・父子自立支援プログラム策定を受けていること
- (3) 経済的援助を必要としていること
- (4) 貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業しているものがプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をする意思があること
- (5) 就職又は転職をし、1年間引き続き就業を継続する意思があること

【貸付金額と使途及び貸付期間】

- ① 貸付金額は、入居している住宅の家賃の実費とし、月額40,000円以内とします。
(最長12ヶ月、管理費、共益費等は含みません)
- ② 住居確保給付金などの支援を受けている場合、家賃との差額が上限となります。

【返還免除】

「資金」の貸付を受けた方が次のいずれかの条件に該当する場合は、「資金」の返還を免除します。ただし、この条件に該当しない場合には、貸し付けた「資金」を返還していただくことになります。

- ① 貸付を受けた日から1年以内に就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き就業を継続したとき
- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

【担当】

住吉区役所 福祉課(ひとり親家庭支援業務担当) ☎06-6694-9857

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会 ☎06-6371-7146



ひとり親家庭 医療費助成制度

【概要】

ひとり親家庭の方の健康の保持および生活の安定に寄与し、その福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の方が医療を受けた場合の自己負担を軽減する医療助成を実施しています。

公的医療保険（国民健康保険、被用者保険など）に加入しているひとり親家庭の方で、18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの児童とその母もしくは父、または父母以外の養育者に対し、入院・通院にかかる保険診療の自己負担の一部および入院時食事療養にかかる自己負担（標準負担額）について助成します。

【助成の内容】

<一部自己負担額>

◎医療費

1 医療機関ごとに、入院・通院各1日当たり500円以内で月2日を限度に一部自己負担額の支払が必要ですが、一部自己負担額に月額2,500円の限度額を設け、同一月に負担いただいた一部自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けることができます。

◎入院時の食事療養費および生活療養費の自己負担（標準負担額）

- ・食事療養費については、自己負担はありません。
- ・生活療養費については、一部自己負担があります。

【対象者】

市内にお住まいの、国民健康保険や被用者保険に加入しているひとり親家庭の方で、

- ・18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までの児童
- ・上記の児童を監護する母もしくは父、または父母以外の養育者で所得制限額未満の方

※生活保護を受けている方および国などの公費負担により医療費の全額支給を受けることができる方などは対象外となります。

【担当】

住吉区役所 福祉課（医療助成業務担当） ☎06-6694-9859

その他 優遇制度

◎駐輪場利用料金の割引

【概要】

18歳の誕生日以降、最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の世帯員が大阪市立有料駐輪場を利用する場合、一時利用回数券・定期利用料金が半額になります。（世帯に1名）ひとり親家庭医療証・児童扶養手当証書等の提示が必要です。

【担当】 利用の駐輪場管理事務所

◎JR通勤定期の特別割引

【概要】

児童扶養手当を受けているひとり親家庭等の世帯員の方が、JRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入することができます。

特定者資格証明書および購入証明書の交付を受け、JRの定期券販売窓口に提出し、通勤定期を購入します。

【担当】 住吉区役所 福祉課（児童扶養手当業務担当）（☎06-6694-9857）

◎ひとり親住宅（市営住宅）

【概要】

母子家庭、父子家庭で住宅にお困りの方について、一般の市営住宅の入居募集とは別に、毎年1回特別抽選を行い、市営住宅の優先入居を行っています。収入基準、家賃等は一般の市営住宅と同じです。

【担当】 大阪市こども青少年局 こども家庭課（☎06-6208-8035）

◎所得税および個人市・府民税の減額等

【概要】

次の要件に該当する場合は、申告等により所得税および個人市・府民税の減額等受けることができる場合があります。所得制限等、詳しい要件は担当へお問い合わせください。

○寡婦（かふ）

（1）夫と離婚し再婚していない方で、扶養親族がある方。

（2）夫と死別し再婚していない（または夫の生死が明らかでない）方。

※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある場合は適用されません。

○ひとり親

現に婚姻をしていない（または配偶者の生死が明らかでない）方で、生計を一にする子がある方。

※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある場合は適用されません。

【担当】 個人市・府民税…あべの市税事務所市民税等グループ ☎06-4396-2953
所得税…住吉税務署 ☎06-6672-1321 ※自動音声で案内します。

7 生活にお困りの方への金銭的支援

生活保護制度

【概要】

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

〔生活保護を受けるには〕

○働ける人は、能力に応じて働いていただきます。

○世帯の資産（例えば、土地、家屋、自動車、貴金属、預貯金、生命保険、有価証券等）で保有が認められないものは、売却などの処分をして生活費に充てていただきます。

○親、子、兄弟姉妹などが援助を申し出ているときは、その援助を受けていただきます。

○年金や各種手当など、他の法律や制度で受けられるものがあれば、すべて受けていただきます。

<参考（生活費）>

- ・標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）の生活扶助基準生活費 163,090円
- ・必要な生活費（最低生活費）は、年齢、世帯の人数等により定められており、収入（児童手当・児童扶養手当・年金・就労収入など）を差し引いた額を生活保護費として支給します。

<児童に関する附加基準>

① 入学準備金	小学校入学：81,000円以内、中学校入学：101,000円以内
② 児童養育加算	10,190円
③ 母子加算	児童1人：18,800（19,350）円、児童2人：23,600（20,910）円 ※（ ）内は入院、入所の場合
④ 教育扶助基準額（1か月）	小学校：4,570《1,170》円、中学校：6,550《1,250》円 ※《 》内は学級費等再掲
⑤ 被服費（4年生）	1人15,300円以内
⑥ 学習支援費（年額）	小学校：16,400円以内、中学校：59,800円以内
⑦ 教材代	学校からの請求に基づき学校に支給
⑧ 給食費	※高校進学に際しては、生業扶助として入学準備金、教材費基本額、学習支援費等が支給されます。
⑨ 校外活動費	

<就学援助との関係>

生活保護では修学旅行費等は支給されませんので、就学援助を申請してください。

【担当】 住吉区役所 生活支援課 ☎06-6694-9872

生活福祉資金（貸付）

【概要】

この貸付は、低所得者、障がい者又は高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

【対象】

低所得者、障がい者又は高齢者の世帯で、大阪市住吉区内に居住する方。

【種類】

1 福祉資金

○ 福祉費

居住する住宅の増改築や補修、住居の移転、技能習得、障がい者用自動車や福祉用具等の購入、負傷又は疾病の療養、冠婚葬祭、生業を営むために必要な経費などの費用が対象です。

○ 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、その必要な経費について少額の貸付（10万円以内）を行います。初回の年金や給与等の支給までに必要な生活費、家賃や公共料金の滞納により日常生活に支障が生じる時、解雇や休業等による収入減のため必要な生活費などの費用が対象です。

2 教育支援資金

○ 教育支度費

高等学校、大学又は高等専門学校の入學時に必要な入学金等の経費。

○ 教育支援費

各学校の授業料など修学に必要な経費。

3 総合支援資金

○ 生活支援費

失業等により生計維持が困難な世帯で、生活再建までの間に必要な生活費。

○ 住居入居費（現在住居がない、住居確保給付金の申請者に限る）

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費。

○ 一時生活再建費（現在住居がない、住居確保給付金の申請者に限る）

家財道具の購入費、滞納している家賃や公共料金の費用など。

4 不動産担保型生活資金

低所得の高齢者世帯に対し、居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金。

各資金別の申込要件があります。詳細は貸付相談窓口までお問合せください。

【貸付相談窓口】 住吉区役所4階43番窓口

社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会 ☎06-6615-8172

緊急援護資金（貸付）

生活福祉資金等他の公的給付または公的貸付の支給決定を受けた方が、その支払日までに緊急に資金を必要とする場合に、その世帯の援護を目的として貸付を行う資金のことを「緊急援護資金」といいます。

◆貸付対象

次の①②③すべてに該当する者に対して資金を貸付けします。

- ①住民票で住吉区内に3か月以上居住が確認できる方
- ②償還見込みのある方
- ③下記のアまたはイに該当する方

ア 次の公的給付または公的貸付を請求（申込）しており、その資金の初回振り込みまでのつなぎ資金が必要となる方。ただし、年金や生活保護費を既に受給している方は、対象外とする。

- ・年金（国民年金、厚生年金、共済年金）
- ・生活福祉資金（総合支援資金、緊急小口資金は除く）
- ・母子父子寡婦福祉資金
- ・生活保護申請者
- ・傷病手当金
- ・公的年金担保融資
- ・その他公的給付または公的貸付

イ 被保護世帯で生活福祉資金の教育支援資金支度費（短大・大学）を申請中の方。

◆貸付内容

- ・貸付ける資金の額は、該当資金の振込額と10万円（単身5万円）の低い方を上限とする。ただし、つなぎ資金貸付となるため、請求（申込）している資金の振り込みまでに必要と思われる額を面談のうえ判断します。
- ・被保護世帯で生活福祉資金の教育支援資金支度費（短大・大学）を申請中の場合は、その申請を上限額とします。

※ 貸付対象にならない場合がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

【担当】住吉区役所 生活支援課 民生委員・児童委員担当

☎06-6694-9866

民生委員・児童委員及び主任児童委員

【概要】

民生委員・児童委員は、「民生委員法」「児童福祉法」に基づいて、厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員（非常勤）です。

厚生労働大臣から3年ごとに委嘱を受け、皆さんが住みなれた地域で安全に安心して生活が送れるよう、それぞれの担当地域でさまざまなボランティア活動を続けています。

【活動内容】

民生委員

高齢者の訪問・見守り活動や、援助を必要とする人の相談に応じ、助言や関係機関と連携・相談しながら適切なサービスを提供するための調整などを行っています。

児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等、関係機関や地域の皆さんとともに幅広い活動をしています。

（全ての民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ねることとなっています。）

主任児童委員

民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名した委員で、児童虐待の防止や学校と連携した支援など、子どもや子育てに関する相談を専門に担当しています。

生活上のことや子どものこと、その他福祉に関して相談のある場合は、お近くの民生委員・児童委員及び主任児童委員にご相談ください。

※民生委員・児童委員及び主任児童委員には法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

お住まいの地域の担当民生委員・児童委員及び主任児童委員については、担当までお問い合わせください。

【担当】

住吉区役所 生活支援課 民生委員・児童委員担当 ☎06-6694-9866

保護司

【概要】

保護司は、「保護司法」によって規定された犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、法務大臣から委嘱を受けたボランティアです。

【活動内容】

民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

また、犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深める活動も行っています。毎年7月には、“社会を明るくする運動”強調月間として、啓発活動を行っています。

さらには、少年が非行に走る前段階など、より深刻な状態に陥る前に、効果的な青少年支援を行うことができるよう、中学校と連携した校下保護司との意見交換の場等を通じて、課題を抱える青少年へのサポートにも取り組んでいます。

【連絡先】

住吉地区更生保護サポートセンター

大阪市住吉区沢之町1-2-6 マンションヒロ1階

☎06-7506-2820 月～金曜日10時～16時（祝日、年末年始を除く）

※保護司は非常勤の国家公務員であり、法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

青少年指導員、青少年福祉委員

【概要】

青少年指導員、青少年福祉委員は、地域における青少年の健全育成活動および非行防止活動を推進する、大阪市長から委嘱を受けたボランティアです。

【活動内容】

青少年指導員は区役所をはじめ、学校、地域関係機関・団体などと密接な連携を図りながら、非行防止のための夜間巡視や青少年健全育成のための啓発・事業の企画運営などを行っています。

青少年福祉委員は、青少年指導員活動を側面的に援助するとともに、青少年問題の啓発や、青少年をとりまく社会環境の浄化活動などを行っています。

【担当】

住吉区役所 教育文化課 ☎06-6694-9989

発行：住吉区役所教育文化課

電話：6694-9964 FAX：6692-5535